

安 否 確 認 シ ス テ ム

提 供 業 務 仕 様 書

- 1 目的 災害発生時に、職員の安否や出勤の可否等を早急に確認し、迅速な初動体制の構築等を支援する。
- 2 件名 安否確認システム提供業務
- 3 提供期間 契約の日から令和3年3月31日まで
(契約の日から1週間はシステム提供準備期間とする。)
- 4 利用者・システム管理者数
 - (1) 利用者

正規職員	約3000名
会計年度任用職員等	約2500名
合計	約5500名
 - (2) システム管理者 (利用者数の内数)

統括管理者	約10名
部署管理者	約200名
- 5 安否確認システム (以下、単に「システム」という。) 機能要件
 - (1) 利用環境について
 - ①安否状況や集計結果等を確認できるインターネット回線を利用した暗号化通信対応の本市専用のシステム管理者用Webサイト (以下、「システム管理者用Webサイト」という。) 及び安否確認配信用のメールアドレス等を登録するための利用者用Webサイト (以下、「利用者用Webサイト」という。) があること。
 - ②システム管理者用Webサイト及び利用者用Webサイトは、以下の環境で利用できること。
 - ア. パソコン: Internet Explorer 11.0 以降
 - イ. 携帯電話: SSL 証明書の鍵長 2048bit に対応する携帯電話
 - ウ. スマートフォン・タブレット等: Android 5.0 以降のOS 及び iOS 11.0 以降のOS

におけるブラウザ

③1年365日、1日24時間サービス利用が可能であること。

(2) 安否確認の配信、回答及び集計等について

- ①安否確認の配信は、電子メール及び専用スマートフォンアプリケーションを用いたプッシュ通知により行えること。
- ②利用者1名につき、2つ以上の安否確認配信用の電子メールアドレスを利用者用Webサイトから登録できること。また、複数の安否確認配信用電子メールアドレスに対して同時に安否確認の配信ができること。
- ③利用者はいつでも利用者用Webサイトにおいて安否確認配信用電子メールアドレスの変更・削除が可能であること。
- ④安否確認の配信に対する回答は、利用者用Webサイト、専用スマートフォンアプリケーションのいずれからでもできること。
- ⑤安否確認の配信に対する回答は、自由記述による方式ではなく、複数の選択肢から該当する項目を選択する方式により行えること。
- ⑥1回の安否確認の配信につき「安否状況・出勤可否」など少なくとも2つ以上の質問を問えること。
- ⑦⑥の質問に対する回答選択肢は少なくとも4つ以上登録できること。
- ⑧組織情報を4階層以上でシステムに登録・管理できること。
- ⑨統括管理者及び部署管理者はパソコン・携帯電話・スマートフォンのいずれの端末からでもシステム管理者用Webサイトにログインでき、利用者の安否状況及び集計結果を確認できること。
- ⑩システムに登録した組織情報の階層毎に回答内容の確認・集計ができること。
- ⑪安否確認の集計結果及び個別の回答内容をCSVなど一般的なファイルフォーマットのデータで出力できること。
- ⑫各利用者からの回答内容は速やかに集計結果に反映され、常に最新の集計結果を確認できること。
- ⑬安否確認の配信は何度でも行うことができ、また配信回数によって契約金額が変動しないこと。

(3) システム管理者権限について

- ①統括管理者は組織情報とは別に任意のグループを設定できること。
- ②統括管理者は任意のタイミングで全利用者又は指定したグループに対して手動で安否確認の配信を行えること。
- ③統括管理者は当初の安否確認の配信に対する回答が未達のものだけを指定して、再度安否確認を一斉に配信できること。(以下「未達再送配信」という。)
- ④当初の配信により回答された結果と併せて、未達再送配信の回答を確認・集計できるこ

と。

- ⑤システムを利用せず、電話連絡などで安否確認がなされた場合、部署管理者がその回答内容をシステムに代理登録できること。
- ⑥統括管理者は全体の状況を、部署管理者はそれぞれの部署やグループの回答状況を確認できるよう閲覧権限を設定できること。
- ⑦任意の時期において、1年あたり複数回の訓練を行えること。

(4) マスタ情報のメンテナンスについて

- ①統括管理者は利用者情報及び組織情報を一括及び個別に登録・変更・削除できること。統括管理者が一括で利用者情報又は組織情報を登録・変更・削除しようとする場合は、システム管理者用WebサイトからCSVなど一般的なファイルフォーマットのデータをアップロードする方法によりその処理を行えること。
- ②①の処理を行うにあたり、本市が保有する利用者情報又は組織情報に何らかのデータ加工（システムが求めるデータ仕様に合わせて変換する等）が必要な場合は、円滑な利用を図るためのツールを受注者がシステムとは別に準備し提供すること。

(5) 付加機能・サービスについて

- ①指定した震度（震度5弱以上を予定）を奈良県内で観測したとき、システムに登録されている全利用者を対象に安否確認を一斉に自動配信できること。また、当該震度の要件を変更する必要がある場合、契約金額に変動なく設定変更が可能であること。この場合においても最低指定震度は震度5弱とする。
- ②利用者が指定する家族宛に安否状況を配信できること又は利用者とその家族のみが利用できるインターネット上の専用掲示板により安否状況を共有できること。
- ③全利用者又は指定したグループに対して、テキスト形式又は複数の選択肢から該当する項目を選択する形式で回答できるアンケートを、電子メール又は利用者用Webサイトで配信できること。
- ④③のアンケート結果をシステム管理者用Webサイトで確認でき、また、CSVなど一般的なファイルフォーマットのデータで出力できること。
- ⑤③のアンケート配信は何度でも行うことができ、またその配信回数によって契約金額が変動しないこと。
- ⑥利用者が登録する電子メールアドレスは、統括管理者及び部署管理者において閲覧できないよう設定できること。
- ⑦利用者の位置情報を取得できないこと又は取得できないよう設定できること。

(6) その他

- ①受注者は、利用者及びシステム管理者向けに、パソコン、携帯電話、スマートフォンにおける操作マニュアルを作成し、本契約の締結後速やかに電子媒体で提出すること。

- ②障害対応等に係るシステム管理者向けの問い合わせ窓口を設置すること。
- ③システム運用に係る必要な情報の提供を行い、助言を求められた場合は速やかに対応すること。
- ④官公庁など1団体1000人以上の規模でシステムを提供した実績が過去2年以内に2件以上あること。
- ⑤受注者におけるサーバ機器及びサーバ機器等で使用しているOS等について、機器の更新、OS等のバージョンアップ及びアップデートに要する費用、その他メンテナンスに要する費用は本市に一切請求しないこと。
- ⑥本仕様書に記載の無い機能やサービスであっても、システムに標準機能として具備されている機能やサービスについては制限することなく使用できること。

6 システムセキュリティ要件

- ①ISMS認証又はプライバシーマークを取得していること。
- ②ハードウェア（サーバ、ストレージ、ネットワーク等）は冗長化されていること。
- ③アクセスログを取得していること。
- ④データセンターが日本国内にあること。
- ⑤データセンターが本市から遠隔地にあること。
- ⑥データセンターに非常用電源設備が設置されていること。
- ⑦データセンターは震度6以上の耐震もしくは免震設計であること。
- ⑧データセンターはDDoS攻撃対策、OS・ミドルウェアのパッチ管理等が適切になされていること。
- ⑨データセンター内は常駐要員もしくは監視カメラによる監視が行われていること。
- ⑩従業員に対して、事故発生時の教育・訓練が定期的に行われていること。
- ⑪1年365日、1日24時間運用可能であること。（保守作業による停止は1～2回/年とし、計画的に行っていること）
- ⑫データセンターへの入退室管理が適切であること。
- ⑬事故予防策が策定され、適切に運用されていること。
- ⑭事故発生時・発生後の対策が策定され、訓練の結果が反映されていること。
- ⑮システム管理者用Webサイト及び利用者用Webサイトは改ざん防止対策が施されていること。
- ⑯データセンターが自社直営又は受注者の立ち入りが可能であり、システム障害発生時に速やかに対応できること。

7 個人情報の取扱いについて

- ①受注者は、本契約の締結及び実施に当たり知り得た個人情報について、契約期間中であるか否かに関わらず、一切第三者に漏洩してはならない。
- ②受注者は、上記①で定める個人情報を取り扱う場合、管理者を定め、本契約の目的に限

り、使用又は利用可能とすること。

- ③受注者は、個人情報を細心の注意義務をもって管理し、知る必要のある従業員（以下「関係者」という。）のみに必要最小限の範囲で開示するものとし、その他の従業員には開示しないこと。
- ④受注者は、関係者（個人情報の開示を受けた後、退職した者も含む。）に対し、上記③で定める受注者の義務と同等の義務を負わせるものとする。
- ⑤受注者は、本契約が終了した場合又は本契約の目的に必要でなくなった場合には、当該個人情報を復元できない形で直ちに廃棄又は削除し、それを証明する資料又は廃棄証明書を提出すること。
- ⑥受注者は、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインを遵守すること。
- ⑦受注者は、奈良市個人情報保護条例（平成21年奈良市条例第51号）、奈良市特定個人情報保護条例（平成27年奈良市条例第30号）及び奈良市情報セキュリティ基本方針を遵守しなければならない。

8 その他特記事項

本仕様に基づくすべての作業において、本市が提供した情報を第三者に開示又は漏えいしないこと。